

#### 議事要旨(4)特別目的会社・信託専門委員会における検討状況（信託に関する会計処理等の検討）について

西川専門委員長及び秋葉統括研究員より、前回の第 121 回企業会計基準委員会（平成 19 年 1 月 23 日開催）に続き、専門委員会における信託に関する会計処理の検討状況について、以下のような説明がなされた。

- ・ 審議事項(4)「信託に関する会計処理等の検討について」のうち、今回は、＜検討 4＞から＜検討 8＞についての説明がなされた。
- ・ ＜検討 4＞では、受託者による会計処理の基準についての考え方が整理されているが、そもそもの企業会計の基準と信託の会計の位置付けを含め、検討されている。
- ・ ＜検討 5＞、＜検討 6＞、及び＜検討 7＞では、新信託法により新たに導入された仕組みである事業信託、自己信託、ならびに目的信託の会計処理についての考え方が示された。このうち事業信託（＜検討 5＞）は、委託者及び当初の受益者が複数で信託を設定する場合には、連結原則における「会社、組合その他これらに準ずる事業体」とみなされる信託に事業を移転することとなるため、事業分離等会計基準が適用され、共同新設分割に類似した処理になるのではないかという説明がなされた。
- ・ 自己信託（＜検討 6＞）は、基本的に他者に信託した場合と相違はないが、委託者と受託者が同一であり、外部からは信託財産の移転が見えにくいことから、一定の注記等を求める方向で検討している旨の説明がなされた。
- ・ 目的信託（＜検討 7＞）は、受益者の定めのない信託であるが、目的信託における委託者の会計処理としては、資産を単に贈与するための他益信託設定の場合と同様に、信託設定時に費用又は損失として処理する方法と、信託行為によって信託財産の給付がされるまでは、原則として会計処理を行わない方法とが合わせて検討されているが、具体的な事例が想定し難く、そもそも取扱いを定めることが必要かどうかも含めて検討されている旨の説明がなされた。
- ・ ＜検討 8＞では、会計上有価証券として取り扱う範囲についての説明がなされた。金融商品取引法では、私法上の有価証券以外の信託受益権も広く新たに「みなし有価証券」とされたことから、これに対応して会計上、有価証券の範囲や会計処理、表示を見直す必要があるかどうかを検討している旨が説明された。

これらの説明に対して、委員等から特段の意見等はなかった。

以上